

# 新型コロナウイルスの感染拡大防止の為の OSSの積極的な活用について

令和2年4月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象が全国に拡大される中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為、「OSSの積極的な活用について」山口運輸支局より下記連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和2年4月16日

一般社団法人 山口県自動車整備振興会  
専務理事 殿

中国運輸局山口運輸支局  
首席陸運技術専門官

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止の為のOSSの積極的な活用について

新型コロナウイルス感染症については、令和2年4月7日に7都府県を対象として新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたところであり、今般、その対象区域が全国に拡大されたところです。

従いまして、国土交通省におきましては、外出による感染拡大のリスクを排除する必要があることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を延長することとしたところです。

このような状況を鑑みますと、運輸支局及び自動車検査登録事務所への来庁者を極力少なくするとともに、待ち時間の短縮を図ることが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から重要であると考えられます。

つきましては、貴団体におかれましては、感染防止の観点からOSSを積極的にご活用いただきますよう改めてお願いいたします。